

令和5年4月26日

リチウムイオン電池の分別排出の徹底について

埼玉県知事 大野元裕

小型電子機器等に内蔵されるリチウムイオン電池について、適切な分別がされず他の廃棄物に混入して、ごみ収集車や処理施設等において発火・火災になる事故が生じている。

小型電子機器等によっては電池の識別表示の無いもの、消費者が取り外しできないものがあることが分別の妨げとなっている。

電池使用機器メーカー等で構成する一般社団法人JBRCにおいても、電池を回収、処理しているが、同法人の会員ではない企業が製造・販売した製品は回収の対象外である。

今後、リチウムイオン電池を内蔵する小型電子機器等の排出増大が見込まれる中、分別の徹底について、より一層消費者への啓発に取り組む必要がある。

そこで、リチウムイオン電池による事故防止を図るため、九都県市が一体となって分別排出の徹底を推進する。

(取組の例)

- ・各都県市における取組の状況及び課題の共有
- ・消費者に対する啓発の実施